

「安中市環境基本計画2016（素案）」策定に関わる意見募集の結果について

○意見等の募集期間：平成28年1月14日（木）～平成28年2月12日（金）

○意見等の受付件数：3人 23件

（提出方法の内訳：持参0人、郵便1人、ファクシミリ0人、電子メール2人）

1. 意見等の概要及び市の考え方

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	<p><b>「第1章1-1 計画の目的」について</b></p> <p>8Lで「これらの環境問題は、これまでの公害問題と異なり、加害者と被害者が明確でなく、私たちの日常生活や事業活動そのものに起因しており・・・」と、マクロ的に捉えているが、すべてがこのパターンに入るわけではない。東邦亜鉛安中製錬所のように、従来の公害問題も安中市には未解決のまま放置されていることを忘れてはならない事案も厳然と存在しており、次のように記載すべきである。</p> <p>「これらの環境問題は、これまでの公害問題と同様の側面を持つものもあるが、温暖化問題のように、加害者と被害者が明確でなく、私たちの日常生活や事業活動そのものに起因するものも近年台頭してきており・・・」</p>	<p>ご意見のとおりですので、修正します。</p> <p>（「2.意見に基づき、案を修正したもの」参照）</p>
2	<p><b>第1章1-4 計画が対象とする環境の範囲」について</b></p> <p>「持続可能な社会」と題する相関図の中に「環境パートナーシップ」として、「環境教育・環境学習、環境保全活動、環境情報など」との記載がある。これはパートナーシップによる環境保全活動および環境教育の促進を目的に、さまざまな活動やイベントを通じて、情報や問題意識の共有化を図るとする趣旨だと思われる。この観点から最も大事な、官民産の連携である、地元住民と企業そしてそれを仲介する市との間の</p>	<p>ご意見のように、良好な環境を維持・改善していくためには、市民・事業者・市のそれぞれが環境の情報や問題意識を共有し、それぞれの立場や役割を相互に尊重し、協力し合いながら、環境パートナーシップによる取り組みを進めていくことが重要になります。</p> <p>市民・事業者・市の三者による協定締結も、そうした取り組みを具体的に推進していく手段として位置づけられます。そのため、素案では「環境保全活動」の項目に含まれるものとしています。なお、市では「安中市環境保全上の支障を防止する条例」による「公害防止協定」をは</p>

	<p>「公害防止協定」「災害防止協定」「保安協定」のような市民生活の安全・安心を担保できる官民産の「地域生活安全協定締結」も推進すべきである。</p>	<p>じめ、「建築協定」などの取り組みを進めています。</p>
<p>3</p>	<p><b>「第1章1-5 計画の推進に向けて」について</b></p> <p>冒頭に、「本計画を着実に推進していくためには、『安中市環境基本条例』に定めるように、市民・事業者・市の三者が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境配慮行動を実践していくことが重要となります」とあり、非常に共感を覚える。しかし、総論はそうであっても、各論については、東邦亜鉛安中製錬所の地元住民を無視した「個別対応はしない」発言や、東京ガスの高圧導管に関する地元住民からの災害防止協定締結の申し入れに対して「問答無用」発言や、メガソーラー事業者に地元貢献として造成工事で発生する健全な残土の地元土地改良事業への提供申し入れに対して「工程に影響を与えるからダメ」発言など、上から目線の対応が目立つ。また、役所も地元住民よりも企業側に立ってモノを言う傾向にある。従って、パートナーシップをただ喧伝するだけでなく、実効性の上がる仕組みづくりが重要である。</p>	<p>ご意見のように、市民・事業者・市の三者が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境配慮行動を実践していくこと、環境パートナーシップによる取り組みの実効性を高めていくための仕組みづくりが重要です。</p> <p>本計画では、その仕組みづくりの第一歩として「あんなか市民の環」懇談会（仮）を設立し、市民・事業者の意見や提案、協力を得ながら、環境の保全と創造に関する重点的な取り組みを進めていくとともに、市民の環づくりを充実していきたいと考えています。</p> <p>また、実効性を高めていくためにも、「あんなか市民の環」懇談会（仮）への幅広い市民・事業者の参加と協力が期待されます。</p>
<p>4</p>	<p><b>「第1章1-5 2(1) 計画の推進体制」について</b></p> <p>これらの組織はいずれも、個別具体的な環境問題の課題について審議するためのものではない。重要なのは、実際に環境問題が起きた場合に、迅速に対応できる実務機関である。この点、市の既存の実施機関は、前述のとおり企業側に加担をするあまり、地元住民の安全・安心な生命や財産や暮らしがおろそかにされたままとり、問題点</p>	<p>本計画は、今後10年間の長期的な視点に立った環境づくりの目標や総合的・計画的な施策の展開方向を示した計画です。今後、計画推進の中で、個別具体的な環境問題への対応や具体的な取り組みについては、本計画に示された目標や取り組みの方向を踏まえ、「あんなか市民の環」懇談会（仮）の意見や提案、庁内関係課での調整、環境審議会の意見等を踏まえて具体的に進めていくこととなります。そのための推進体制として示していま</p>

	<p>や課題点が先送りされてしまう（東邦亜鉛安中製錬所がその好例）。</p> <p>したがって「あんなか市民の環」懇談会（仮称）の役割を、計画策定のみならず、実際に発生している環境問題の原因や背景についても協議できるようにし、PDCA（計画・実施・チェック・見直し）を包含した組織にすべきである。また、この懇談会の下部組織として分科会を作り、地区別、あるいは環境分野別にきめ細かく対応できるようにする。</p>	<p>す。</p> <p>また、ご意見のように、今後はPDCAによる計画の進行管理が重要になっています。そのため、素案7頁に示したように各組織ともPDCAに関わるように考えています</p> <p>7頁のPDCAの図にあるように、「あんなか市民の環」の役割は、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（見直し）に関わってくる組織として位置づけています。</p> <p>ご意見にありました、下部組織としての分科会（地区別・環境分野別）への対応は、今後、本計画の推進に向けた「あんなか市民の環」懇談会（仮）を設立し、懇談会の中で定めていくこととなります。</p> <p>また、他課と連携を図り、「あんなか市民の環」の充実を図っていきたいと考えています。</p>
<p>5</p>	<p><b>「第1章1-5 2(2) 計画の推進管理」について</b></p> <p>上述のとおり、PDCAサイクルは、各組織において、現在直面する具体的な環境問題を取り上げて、それをいかに解決・改善するかを通じて、環境基本計画を構築していくべきである。さもないと、机上の空論に終わってしまい、現在、市内で住民が直面する個別具体的な環境問題や課題がないがしろにされたまま、絵に描いた餅の様な実効性を伴わない計画案が策定されてしまうであろう。</p>	<p>す。</p> <p>また、ご意見のように、今後はPDCAによる計画の進行管理が重要になっています。そのため、素案7頁に示したように各組織ともPDCAに関わるように考えています</p> <p>7頁のPDCAの図にあるように、「あんなか市民の環」の役割は、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（見直し）に関わってくる組織として位置づけています。</p> <p>ご意見にありました、下部組織としての分科会（地区別・環境分野別）への対応は、今後、本計画の推進に向けた「あんなか市民の環」懇談会（仮）を設立し、懇談会の中で定めていくこととなります。</p> <p>また、他課と連携を図り、「あんなか市民の環」の充実を図っていきたいと考えています。</p>
<p>6</p>	<p><b>「第2章2-1 計画策定の背景」について</b></p> <p>この項目の記述では、専ら温暖化・気候変動に関する話題しか取り上げていないが、人口増や資源の有限性、政治的な要素についても触れ、地球環境問題解決に向けたThink globally, act locallyの視点が最も重要である。この観点から、里山の放射能汚染や廃棄物の不法投棄、外国資本による水源涵養地の保護対策など、に関する課題を浮き彫りにする方向を念頭に、記</p>	<p>ご意見のように、地球環境問題解決に向けてはThink globally, act locallyの視点が重要です。その視点を踏まえて本計画を策定しています。</p> <p>本計画は、今後10年間で重点的に進めていく取り組みの方向等を示した計画です。そのため、地球環境問題では、喫緊の課題である温暖化・気候変動を中心にしています。</p> <p>ご意見のように、地球環境問題は国内だけでなく地球規模での様々な要因が相互に密接に関わりあっています。その概要がイメージできるよう【参考資料】として、環境省が出している「問題群としての地球環境問題」の図を掲載していきます。</p>

	述を修正すべきだ。	
7	<p>「第2章2-1 計画策定の背景」について</p> <p>【平成18年の旧安中市と旧松井田町との合併を踏まえ平成23年3月第一次計画の見直しを行い、第一次計画策定を行った。】と表記しています。</p> <p>このことは安中市と松井田町の合併は新設合併、編入合併どちらですか、この表記は編入合併をした場合の表記ではないでしょうか。計画を立てるための本市としての表現で重要事項です。</p>	<p>ご意見の通りですので、表記を改めます。</p> <p>(「2.意見に基づき、案を修正したもの」参照)</p>
8	<p>「第2章2-1 計画策定の背景」について</p> <p>安中市の環境基本計画は国や県の環境基本計画にフォローする必要はないと考える。少子高齢化と人口減少は、指摘通り、耕作放棄地の問題に直結していると思うが、根本的に里山や耕作地の維持は人の手を掛けなければならないことから、物理的に昔と同じようなレベルで管理することはもはや不可能である。したがって、耕作放棄地や荒廃山林という定義ではなく、自然に回帰していくという観点から、こうした状況を率直に受け入れる姿勢が必要である。</p>	<p>地球環境問題をはじめ、大気や水質、生物、廃棄物、エネルギーなどの環境問題は、市だけではなく広域的な地域とも密接に関わっていますので、問題解決に向けては、国や県、関係市町との連携が必要になります。そのため、国や県の計画との整合を図り、策定しています。</p> <p>また、ご意見のように、少子高齢化や人口減少が進むことにより、全ての地域を維持管理することが困難であり、長期的には自然再生など「自然回帰」の視点を含めて検討していく必要があります。また、地域の住民の理解と協力が不可欠です。今後、計画を進めていく中で、「あんなか市民の環」懇談会（仮）での検討をはじめ、市民等の理解と意識の共有化、協力の普及に努めていきます。</p>
9	<p>「第2章2-2 今までの市の取り組み」について</p> <p>農地荒廃化対策としては、重機による樹木の伐採や抜根作業を行政や企業に委託できる仕組み作りが必要である。個人での原状復帰には限界がある。また、少子高齢化により、地元住民の道普請などのマンパワー</p>	<p>ご意見のように、今後、一層、市民・事業者・市との協働が大切になります。現在、春秋の美化活動などに事業者の協力を頂いていますが、今後は、より地域との連携が図れるよう努めていきたいと考えています。</p> <p>事業者の環境配慮並びに協働への参加は、環境基本条例でも重要な役割として位置づけられており、今後、「あんなか市民の環」懇談会（仮）への参加、事業活動での環境配慮の推進など、事業者へ</p>

	<p>の弱体化をカバーする意味でも、地元企業によるボランティア協力が不可欠である。現在、住民と企業によるコラボ作業は全く行われていない。企業はもっと地元住民への協力を理解を持つべきである。山間部の市道沿いでの不法投棄問題は全市に亘って深刻であり、清掃作業も山林の所有者の善意に任すしかない。これらは、行政と企業の協力が無い限り、住民だけでは解決不能である。公共下水道事業はこれ以上実施しないこと。また、事業排水の水質チェックは排出先河川で行うのではなく、事業所の排水そのもので実施しなければ意味がない。またそうした計測記録・データは、きちんと行政の HP に都度公表する形にすべきである。</p>	<p>の理解と普及に努めていきます。なお、ご意見にありました事業所の排水対策は県の所管事業となっています。市は排出先の河川での継続的な調査による水質把握を行うとともに、問題が考えられる事業所には県の立ち入り調査などに協力しています。また、その結果は、国の機関により HP で公表されています。今後、本計画の進行管理において、必要に応じて情報提供などを行っていきます。</p>
<p>10</p>	<p><b>「第2章2-3 環境に対する市民の考えや環境づくりの方向」について</b></p> <p>事業者の環境意識調査結果で、「事業活動に際して優れている自然環境は、『里山などの豊かな緑や森林』と『眺望や里地里山の自然景観』が特に高く、本市の自然環境を代表しています。また、生活環境では、『空気のきれいさ』が7割以上と高く、次に『河川・地下水の水質の良さ』と『騒音・振動がない』となっています」とあるが、回答者の住む岩野谷地区の北野殿では、到底それには当てはまらない。東邦亜鉛安中製錬所を交えてアンケート結果であるならば、きちんとその旨確証を求めたい。また環境問題への関心(事業者)としては、「地球環境問題では、『地球温暖化』への関心が最も多く、次に『異常気象や自然災害』となっていて、生活環境については、『省</p>	<p>今回のアンケートは、事業者全般を対象とした調査内容であり、個別の事業所を対象とした調査内容となってはいません。なお、調査対象には、東邦亜鉛安中製錬所も事業者の対象に含まれていますが、回答は、無記名ですので、特定の事業所の回答の有無、回答内容については不明です。</p>

	<p>資源・省エネ対策』、『事業系ごみの発生抑制』が多く、次に事業系ごみの分別『リサイクル』と、廃棄物への関心が高く見られます」とあるが、ここには重金属による降下ばいじんの蓄積及び、不法投棄の実態に関して、もっとテーマとして取り上げられるべきものである。</p>	
<p>1 1</p>	<p>「第2章2-4 3 生活環境」について</p> <p>「また、土壌・地下水汚染については、県による調査と監視が行われていますが、市内では深刻な汚染はありませんでした」とあるが、東邦亜鉛安中製錬所周辺の土壌の重金属汚染や、安中田圃の一部で重金属汚染の酷い個所がかなり存在することを記載していない。直ちに追記する必要が有る。</p>	<p>土壌汚染対策法に基づく県知事が区域指定した箇所に「要措置区域」がないこと、また、公害汚染地域の農用地については公害防除特別土地改良事業が進められていますので、深刻な汚染がないとしていましたが、表記を変更します。</p> <p>また、取り組み内容において項目を追加します。</p> <p>(「2.意見に基づき、案を修正したもの」参照)</p>
<p>1 2</p>	<p>「第2章2-4 4 廃棄物」について</p> <p>産業廃棄物処分場設置計画により、これまでクリーンな環境だった里山地帯に、首都圏の産業廃棄物が集積されようとしている。この問題についても、とくに岩野谷地区ではサンパイ銀座と呼ばれるほど、計画中及び稼働中の処理施設が高密度で集中しており、地域の自然・営農・生活環境に対して脅威となっている。このことについて本文で言及していないため、直ちに追記する必要が有る。また、東邦亜鉛や信越化学など、大規模に操業している企業をめぐる廃棄物の適正処理についても、きちんと行われているのかどうか、行政や周辺住民による共同監視の重要性が必要である事を追記する必要が有る。</p> <p>また、安中市内の県道、市道など生活道路や通学道路の下に埋設された東京ガスの高</p>	<p>本計画は、今後の長期的な視点に立った環境づくりの目標や総合的・計画的な施策の展開方向を示した計画です。そのため、個別の問題等については記載していません。</p> <p>廃棄物処理施設の設置許可権限は県にありますので、ご意見は真摯に受け止め、今後も国・県に対して一地域に処分場が集中しないような法整備を働きかけていきます。</p> <p>また、市は基本方針として、新たな一般・産業廃棄物最終処分場や中間処理施設（一部除外あり）の設置は認めないとしています。</p> <p>今後、産業廃棄物処理施設などが立地しにくい環境づくりや市民意識の醸成が大切になっています。また、不法投棄問題も含めて、早期の段階から対応を進めていく上でも、市民からの情報提供も重要</p>

	<p>圧ガス導管については、早急に企業と地元との間に災害防止協定を締結する必要が有るので、安全・安心な市民生活の確保のためにもこのことについて言及する必要が有る。</p>	<p>なっています。</p>
1 3	<p><b>「第2章2-4 5 エネルギー利用(温室効果ガス排出等)」について</b></p> <p>再生可能エネルギーの推進には賛成ですが、太陽光発電について、住宅地に出来て若干不安を感じています。暮らしに悪影響がないか、慎重な考慮をお願いします。</p>	<p>本計画では、公共施設への導入や住宅等への普及を基本に考えています。ご意見のように、メガソーラー発電所の立地に際しては、色々なご意見や問題点が指摘されています。今後、関係課等との調整や連携を緊密にし、検討を進めていくほか、立地や建設に際しては、安心・安全の確保や環境に十分配慮したものとなるよう情報発信や調整が図れるようなくみづくりを検討していきたいと考えています。</p>
1 4	<p><b>「第3章3-1 計画が目指す望ましい環境像」について</b></p> <p>ここに掲げられたスローガンによれば、現在岩野谷地区で計画中の「(株)環境資源」の産廃処分場は大きな脅威になる。また、「安中ソーラー合同会社」によるメガソーラー施設は、中国を含む海外資本による水源地帯の占拠という重大な懸念があるため、直ちに計画を中止するよう、本計画に具体的なアクション項目として盛り込む必要が有る。</p>	<p>また、海外資本等による水源地買収などは、問題が表面化した時点では法的に対応が困難な状況となっていることが多いため、地域の住民の意識や早期の情報提供が必要です。そのため、今後、環境保全活動や環境問題に関する情報の共有化を一層進めていきます。また、安中市環境基本条例の普及・啓発、情報発信を一層進めていきます。</p>
1 5	<p><b>「第3章3-3 望ましい環境像の実現に向けた取り組みの展開方針」について</b></p> <p>ここに示された方針では具体的な行動が何ら示されていない。これでは言葉の遊びに終わってしまう。例えば、「地元貢献に役立たないメガソーラー計画は断じて許さない」「不透明は背後関係がうかがえる廃棄物処理・処分施設計画は決して、安中市には作らせない」「市民の安心・安全の妨げになる事業を営む企業は、原則として地元</p>	

	と災害防止協定や安全協定を締結しなければならない」というふうに具体的な展開方針を示す必要が有る。	
1 6	<p>「第3章3-4 みんなで創るあんなかの環境 環境像づくりに向けた課題」について</p> <p>「里地里山の保全と活用」の欄に「里山の保全と木質資源の有効活用」、「資源・エネルギー利用に伴う環境負荷の低減」の欄に「バイオマス等の活用」とあるが、「木質バイオマス発電の様な放射能汚染木屑焼却による高濃度の放射能汚染物質の生成リスクを抱える事業は、対象から外すよう明記しておく必要が有る。</p>	<p>ご意見のように福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染問題は重要な課題となっており、里山の環境資源の再生と活用及び資源。エネルギー利用に伴う環境負荷の両方に係る課題となっています。本項は、環境像づくりに向けた課題の枠組みの場所ですので、両方の課題の枠組みに関わる課題として、「放射性物質による環境汚染への対応」といった課題を明記していくことにします。</p>
1 7	<p>「第3章3-4 協働の目標1 あんなか市民の環<sup>わ</sup>づくり」について</p> <p>これは全市的な組織づくりを目指すのであろうが、各地区ごとに抱える問題についても対応できるように、各地区に分科会を設置し、その地域特有の環境問題について事業者を交えて話しあえる仕組みづくりが重要である。</p>	<p>前掲の意見2～5と密接に関連していますので、これらの欄を参照してください。</p>
1 8	<p>「第3章3-4 協働の目標2 里山環境交流のまちづくり」について</p> <p>里山環境への大きな脅威となっている産廃処分場計画とメガソーラー計画についても、あんなか市民の環づくりにより、そうした開発申請の手続きの課程においても、地元住民と開発業者との協議の場として機能できるような体制作りが重要である。</p>	
1 9	<p>「第3章3-4 協働の目標2 里山環境交流のまちづくり」</p>	<p>前項及び意見9と密接に関わっています。これらの欄を参照してください。</p>

	<p>「地域で行われる清掃活動をはじめ、里山・農地・水路等の保全・管理や活用などの環境保全活動に参加しましょう」とあるが、これをぜひ事業者に実行させるための仕組みづくりが最重要である。</p>	
20	<p><b>「第4章4-1 みんなで創る里山の環境文化の形成に向けて」</b>について</p> <p>現状では、ここにあるようなお題目をいくら唱えても、実際の里山をめぐる産廃処分場やメガソーラーなど開発事業計画の手続きの場においては、住民の意見はほとんど申請手続きの中で反映されず、里山が無残にも破壊されているのが現状である。したがって、この環境計画の精神が具現化されるように、条例や規則などに反映されるような制度づくりを併せて進めて行かない限り絵に描いた餅になってしまう。行政がかならず住民側の目線に立たない限り、安中市の里山は回復不能になるだろう。以下同様。</p>	<p>ご意見のように本計画を絵に描いた餅にしないためには、市民の積極的な計画推進への参加のしくみづくりが重要になっています。そのため、本計画では、協働で進める重点的取り組みとして「あんなか市民の環づくり」を掲げ、市民意見の反映の場として「あんなか市民の環」懇談会（仮）を設立していくことを予定しています。また、こうした取り組みを通して、必要な条例や制度の見直しなどの検討を行っていきたいと考えています。また、環境交流は行政のみでは不可欠です。そのため、本計画では、「あんなか市民の環」懇談会（仮）による検討や意見調整を踏まえ、関係課と連携し、早期に推進できる協働による取り組みから積極的に進め、取り組み内容を市民に発信していくことにより、順次ステップアップを図っていきたいと考えています。</p>
21	<p><b>「第4章4-1 みんなで創る里山の環境文化の形成に向けて 項目別方針1-2-2」</b>について</p> <p>これまでの市政の対応を見るにつけ、個々で歌っている取り組みの内容が実現されるとは到底思えない。ここに記載されていることが行政の本気度を本当に示しているのかどうか、住民に分かりやすい表現で示されない限り、荒唐無稽な環境基本計画となることは火を見るよりも明らかである。以下同様。</p>	
22	<p><b>「第4章4-2 里山・水・歴史が織り</b></p>	<p>意見14、15、20とも密接に関わっ</p>

	<p>なす恵み豊かな快適なまちの実現に向けて 項目別方針 2-1-2」について</p> <p>日刊ゴルフ場跡地のメガソーラー計画は中国など外資系ファンドが開発事業者であるため国家安全保障の観点からも計画は中止させるべきところ、安中市行政は全く聞く耳を持たず、開発手続をサポートしている。これではいくら里山の保護・保全・活用などと美辞麗句を並べても、信用ならない。以下同様。</p>	<p>ています。これらの欄を参照してください。</p>
<p>2 3</p>	<p>「第 4 章 4-2 里山・水・歴史が織りなす恵み豊かな快適なまちの実現に向けて 項目別方針 2-2-3」について</p> <p>「第 5 章 5-2 事業者の環境配慮指針」について</p> <p>【道路里親制度など】この里親という表記を変更していただきたい。里親とは犬・猫・植物まで使われていますが、行政は道路里親の表記を「アドプト制度」に変更していただきたい。</p> <p>※参考 昭和 60 年にアメリカで導入された清掃美化運動が始まり。直訳すると「養子縁組をする」という意味。</p> <p>個人・団体・企業等と行政(公共施設管理者)が合意を取り交わし相互に役割を確認したうえで、団体・企業等が道路や河川等の一定区画の清掃活動や植栽の手入れなどを行う活動及び制度。(全国的に行われています)里親・里子のことを考えてほしい。</p> <p>《児童福祉法に里親の定義あり》</p>	<p>市では従来から「道路里親制度」として、地域や企業の協力のもと進めてきました事業名ですので、本計画でも整合を図るため、同じ表記としています。</p> <p>ご意見のように、「アドプト制度」や「アドプト・プログラム」と言う表記も様々な自治体でも用いられており、本市でも検討していく必要があると考えられます。</p> <p>そのため、本計画書では「道路アドプト制度(道路里親制度)」と併記していくことにします。</p>

2. 意見等に基づき、案を修正したもの

変更前	変更後
<p>「第1章1-1 計画の目的」について</p> <p>これらの環境問題は、これまでの公害問題と異なり、加害者と被害者が明確でなく、私たちの日常生活や事業活動そのものに起因しており</p>	<p>「第1章1-1 計画の目的」について</p> <p>これらの環境問題は、これまでの公害問題と同じ側面を持つものもありますが、近年は地球温暖化問題のように加害者と被害者の区分が明確でなく、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷の増大に起因する問題も多くなってきており、</p>
<p>「第2章2-1 計画策定の背景」について</p> <p>本市では平成15年3月に「安中市環境基本条例」を制定し、平成17年3月に安中市環境基本計画（以下「第一次計画」という。）を策定しました。平成18年の旧安中市と旧松井田町との合併を踏まえ、平成23年3月に第一次計画の見直しを行い、計画を改定しました（以下「第一次改定計画」という。）。</p>	<p>「第2章2-1 計画策定の背景」について</p> <p>旧安中市では平成15年3月に「安中市環境基本条例」を制定し、平成17年3月に環境基本計画を策定しました、平成18年の旧安中市と旧松井田町との合併を踏まえ、平成23年3月に旧安中市環境基本計画を見直し、新「安中市環境基本計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定しました。</p>
<p>「第2章2-2 今までの市の取り組み」について</p> <p>第一次計画（平成17年3月）及び第一次改定計画（平成23年3月）を策定し、関係各課及び関係機関、市民・事業者との協力のもと、計画で掲げたさまざまな施策の推進と市民・事業者への普及啓発に努めてきました。この第一次改定計画で</p>	<p>「第2章2-2 今までの市の取り組み」について</p> <p>旧安中市環境基本計画（平成17年3月）、第一次計画（平成23年3月）を策定し、関係各課及び関係機関、市民・事業者との協力のもと、計画で掲げたさまざまな施策の推進と市民・事業者への普及啓発に努めてきました。この第一次計画で</p>
<p>「第2章2-3 今までの市の取り組み」について</p> <p>第一次改定計画策定時</p>	<p>「第2章2-3 今までの市の取り組み」について</p> <p>第一次計画策定時</p>
<p>「第2章2-4 3 生活環境」について</p> <p>土壌・地下水汚染については、県による調査と</p>	<p>「第2章2-4 3 生活環境」について</p> <p>土壌・地下水汚染については、県による調査と</p>

<p>監視が行われていますが、市内では深刻な汚染はありませんでした。</p>	<p>監視が行われており、市内では土壌汚染対策法に基づく「形質変更時届出区域」が2箇所指定されています。</p>
	<p>※追加項目 「第2章2-4 安中市の環境と課題」について  【参考資料】地球環境問題について</p>
	<p>※追加項目 「第3章3-4 みんなで創るあんなかの環境 環境像づくりに向けた課題」について  放射性物質による環境汚染への対応</p>
	<p>※追加項目 「第4章4-2 里山・水・歴史が織りなす 恵み豊かな快適なまちの実現に向けて 項目別方針2-2-2」について  公害防除特別土地改良事業は、早期着手に向け県とともに積極的な事業推進に取り組みます。</p>
<p>「第4章4-2 里山・水・歴史が織りなす 恵み豊かな快適なまちの実現に向けて 項目別方針2-2-3」について  「第5章5-2 事業者の環境配慮指針」について  道路里親制度</p>	<p>「第4章4-2 里山・水・歴史が織りなす 恵み豊かな快適なまちの実現に向けて 項目別方針2-2-3」について  「第5章5-2 事業者の環境配慮指針」について  道路アドプト制度（道路里親制度）</p>

【問合せ】

安中市役所市民部環境推進課環境衛生係

電話：382-1111（内線1883）

Eメール：[kannkyou@city.annaka.gunma.jp](mailto:kannkyou@city.annaka.gunma.jp)